



2017 年改正児童福祉法について — 児童虐待対応における司法関与を中心に —

本年 6 月 14 日、第 193 国会において児童福祉法等の改正法が成立しました。今回の改正は、児童虐待対応における司法関与が主な内容であり、親権者等の同意なく 2 ヶ月を超えて一時保護する場合の家庭裁判所の承認制度、在宅ケースにおける児童相談所の指導措置に対する家庭裁判所の勧告制度の導入のほか、保護者に対する接近禁止命令の適用範囲の拡大等が図られました。

本シンポジウムでは、改正法の目的、内容を概観し、児童相談所実務及び法律実務、さらには外国法との比較の観点から、改正法の意義、運用上の留意点、課題等について意見交換を行います。児童虐待防止関係者、研究者、市民の方々とともに、改正法を効果的に活用する方策と今後の課題を検討したいと思います。なにとぞご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

日時

平成 29 年 9 月 3 日 (日) 13:00 ~ 16:30 (開場 12:30)

会場

文京区シビックセンター 「スカイホール」 (26F)

基調講演

(40分)

「2017 年改正児童福祉法について
— 児童虐待対応における司法関与を中心に —」

吉田 恒雄 (駿河台大学学長、当団体理事長)

シンポジウム

(70分)

●シンポジスト

影山 孝 氏 (東京都児童相談センター 児童福祉相談担当課長)

「児童相談所の立場から見る司法関与」(仮題)

掛川亜季 氏 (りんどう法律事務所 弁護士)

「弁護士の立場から見る司法関与」

久保野恵美子 氏 (東北大学大学院法学研究科教授)

「児童保護における司法の役割—比較法的視点から」

意見交換

(60分)

「2017 年児童福祉法改正の意義と課題」

●コーディネーター 吉田 恒雄

◆ 参加費無料 ◆ 事前申込不要 ◆ 定員 90 名

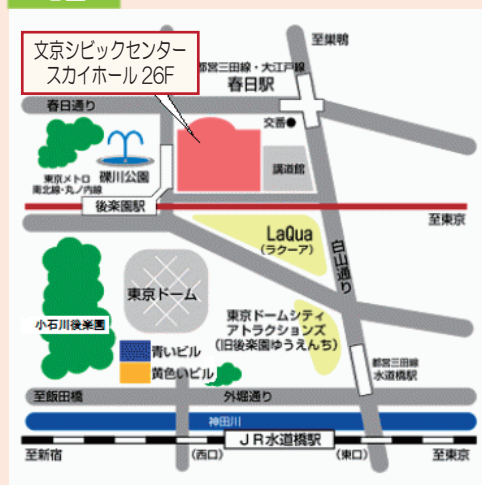
< 問い合わせ先 >

認定 NPO 法人 児童虐待防止全国ネットワーク
〒156-0043 東京都世田谷区松原 1-45-10 KT7カリアー 4B
E-mail info@orangeribbon.jp Tel 03-6380-6380

アクセス

東京メトロ後楽園駅・丸ノ内線 (4a・5番出口) 南北線 (5番出口) 徒歩1分
都営地下鉄春日駅三田線・大江戸線 (文京シビックセンター連絡口) 徒歩1分
JR総武線水道橋駅 (東口) 徒歩9分

地図



文京区シビックセンター「スカイホール」
東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号 26F